

論 文

資本と負債の区分に関する一考察 新株予約権について

孔 炳 龍

はじめに

会計学は、社会科学なのであろうか。おそらく、統計的手法によって会計情報の有用性の存否を実証している、実証会計学者は、当然、社会科学であるというであろう。しかしながら、昨今、実証研究が従来よりも日本において数多くおこなわれてきているものの、今なお、収益費用アプローチと資産負債アプローチの対立のように、また、連結財務諸表における会計主体論（親会社説対経済的単一体説）などのように、日本においては、理論的考察が多くなされてきている。

本稿は、そのように数多くおこなわれている会計の理論的考察における多くの見解が、実は、一般意味論に起因しているのではないかということ、新株予約権の区分をとおして明らかにしている。

収益費用アプローチと資産負債アプローチしかり、会計主体論に至るまで、会計学の理論において考察されていることの多くが、実は、分類、定義、抽象化などの、問題に起因することを、新株予約権をとおして考察している。

1. 新株予約権の区分と経緯

会社法において、新株予約権とは、株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう¹。

新株予約権の通常形態としては、一定期間（権利行使期間）内に一定価格（権利行使価格）で一定数の株式を購入する権利であり、株式を基礎商品とするコール・オプションと新株予約権を与えられた者は、権利を行使したほうが

1 「会社法」2条21号。

有利であれば権利を行使して株式を取得するが、権利の行使が有利でないならば、権利を行使する必要はない。

たとえば、会社の株式1万株を1株当たり¥500で購入できる新株予約権を与えられたとした場合に、株価が¥1,000に上昇したならば、新株予約権の保有者は権利を行使することにより1株当たり500円の利益が得られる。

一方、株価が権利を行使したくなるまで上昇せず権利を行使しなかった場合、または、権利の行使を検討している間に権利行使期間が経過してしまったときには、新株予約権は行使されずに消滅（失効）する。

この新株予約権には以下のような3つの発行形態が存在する²。

- ①無償で単独に発行される場合
- ②有償で単独に発行される場合
- ③新株予約権付社債の一部として発行される場合

これら3つの形態のうち、①は企業会計基準第8号「ストック・オプションに関する会計基準」で会計処理が規定されており、②と③は、企業会計基準適用指針17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品の会計処理」で規定されている。

本稿では、①のストック・オプションとしての新株予約権を中心に以下、考察することにする。

新株予約権は、現在、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」によって、貸借対照表上、純資産の部に記載されている。

しかしながら、株主資本には含まれず、権利行使されず消滅した場合、利益に戻し入れる処理をおこなう。

この新株予約権は、以前は、仮勘定として負債の部に計上されていた。これらの点について、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）では、次のように規定している。

「新株予約権は、将来、権利行使され払込資本となる可能性がある一方、失

2 荻原（2013, p. 210）。新株予約権の制度は、2001年の商法改正で導入されたものであり、それ以前は、①と②の形態はなく、③の形態しか日本には存在しなかった。また、2001年改正前における転換社債における株式転換権に相当するものは、現在では、新株予約権に含められている。

効して払込資本とはならない可能性もある。このように、発行者側の新株予約権は、権利行使の有無が確定するまでの間、その性格が確定しないことから、これまで、仮勘定として負債の部に計上することとされていた。しかし、新株予約権は、返済義務のある負債ではなく、負債の部に表示することは適当ではないため、本会計基準では、純資産の部に記載することとした³。」

川村教授によると、新株予約権を仮勘定として負債の部に計上していた当時の日本の基準は次のようであった。『日本基準においては、「企業会計原則」において、貸借対照表の貸方は、負債の部と資本の部に区別することを要求されている（第三の二。なお、「財務諸表等規則」第12条）。また、「連結財務諸表原則」では、連結貸借対照表の貸方は、負債の部、少数株主持分、および資本の部に3区分されることとされている（第四の九の1。なお、「連結財務諸表規則」第18条）。……（中略）わが国においては、どのように負債と資本とを区分するかに関する包括的な会計基準は存在していないし、いわゆる概念フレームワークによって負債と資本を定義するようにもなっていない。むしろ、必要に応じて特定の項目の表示問題に関する取扱いが個別に定められている状況にある。例えば、新株予約権については、一種の「仮勘定」として捉えて、その権利が行使されるか否かにつき確定的な結果が判明するまで経過的に貸借対照表の負債の部に表示することとされている⁴。』

新株予約権が負債として、貸借対照表に計上されていた当時の日本の貸借対照表の貸方の区分方法は、連結貸借対照表の場合、負債の部、少数株主持分、および資本の部に3区分されており⁵、個別財務諸表の貸方と異なっていた。

3 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第5号）第22項(1)。

4 川村（2004a, p. 75）。「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」Ⅲの7の1、「金融商品に係る会計基準」第六の一。その後、日本においても討議資料「財務会計の概念フレームワーク」で、負債の定義がなされているが、純資産については、資産と負債の差額としており、株主資本について明確な定義がなされている。討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第3章財務諸表の構成要素、第5項、第6項、第7項、(6)、(7)。

5 企業会計原則」第四の九の1。「連結財務諸表規則」第18条。

この貸方の区分であるが、一般的には、2区分説、3区分説、および無区分説に大別可能と考えられる⁶。

それでは、簡潔ではあるが、それぞれの区分説をみてみよう。

まず、2区分説であるが、これは、貸借対照表の貸方を主に負債と資本の2つに区分する伝統的な考え方である。FASB、IASBの概念フレームワークなどでは、このような立場が採用されており、株主資本は資産から負債を控除した差額と定義され、負債と資本の区分の個別具体的な問題は、概念上の問題というよりも実務適用上の問題であると捉えられている⁷。

この2区分説は、無限に段階的となり得る請求権の優先劣後関係を2つの大きな区分にまとめてしまうという考え方と思われる。しかしながら、本稿のテーマである新株予約権をはじめ、優先株式、議決権なき普通株式などの特殊株式など多くの問題が内在することになる。

次に、3区分説であるが、これは、2区分説による負債と資本を2つに区分することが難しくなっていることを受けて、負債と資本との間に中間区分を設け、負債、中間区分、および資本の3区分とする考え方であり、前述のとおり、日本がかつて連結貸借対照表の貸方で採用されていた区分である。

この考え方に属するものでも、様々な多様性が考えられる。以下に、その中で代表的なものを2つ列挙しよう。

- (ア) 資本を普通株主持分に限定して中間的な項目を準負債とするアプローチ
- (イ) 負債を、債務性を有するものに限定して中間的な項目を準資本とするアプローチ

しかしながら、理論的には請求権の優先劣後の関係は、無限に構成し得るものであることから、優先劣後の関係を表示する観点から3区分したからといっても、問題は解決されない。川村教授が述べているように、「そもそも、完全な負債や完全な資本というものさえ考えにくく、論理的に3区分であるのか疑問も残る⁸」と考えられる。

6 FASB (1990, pars 182-228)。

7 SFAC (6, pars. 54-59)。そこでは、負債は、株主資本との共通性よりも資産との共通性を重視する立場から、資産のマイナスという側面が強調されると解される(川村 [2004a])。

そして、最後が無区分説である。この無区分説は、貸借対照表の貸方項目を区分することを放棄する考え方であり、企業に対する請求権の優先劣後関係は、理論的に無限に段階を設定することが可能であることから⁹、貸方を優先劣後の関係を示すように配列するにとどめることとする。

この無区分説に立つ場合、留保利益の取扱いに問題が生じる。すなわち、債務額や拠出資本金額は、持分の帰属者が明確である一方、留保利益の帰属者が誰であるかが問題になる。

そこで、以下では、負債と資本を区分して表示する目的について明らかにしよう。

川村教授によると、負債と資本を区分して表示する目的は以下の2つに大別される。

①請求権の優先劣後関係の表示

②利益計算の基礎を画定

まず、①の請求権の優先劣後関係の表示であるが、川村教授によると、「負債たる金融商品も資本たる金融商品もともに、企業に対する請求権を有する点で共通性を有している¹⁰。」

伝統的な会計学では、負債と資本を区分表示することによって、このように企業に対する請求権を有する負債と資本の相対的な優先劣後関係を明示することを目的にしていたと考えられる¹¹。

負債は、通常、契約によって確定した元本と利息の支払いが定められており、契約の相手側は、確定した金額のキャッシュ・フローを受け取る請求権を有していると考えられる。一方、資本は、通常、負債の弁済が完了してなお残る残余持分を表わしており、契約の相手側は、不確定な金額のキャッシュ・フローを受け取る請求権を有している。

かように、負債と資本は、将来のキャッシュ・フローが契約によって他者に優先して支払われるか否かという相違があるが、将来何らかのキャッシュ・フ

8 川村 (2004a, p. 83)。

9 Paton (1922, pp. 69-70)。

10 川村 (2004b, p. 142)。

11 川村 (2004b, p. 142)。

ローを受け取る請求権を表わすという意味では同じである。

この意味で負債と資本は、それぞれ、優先的な請求権と劣後的な請求権を表わしている。しかしながら、本稿で問題としている新株予約権や、同様の意味で中間的である、少数株主持分（非支配持分）などのように単純に2つに区分するには難しい内容のものもある。

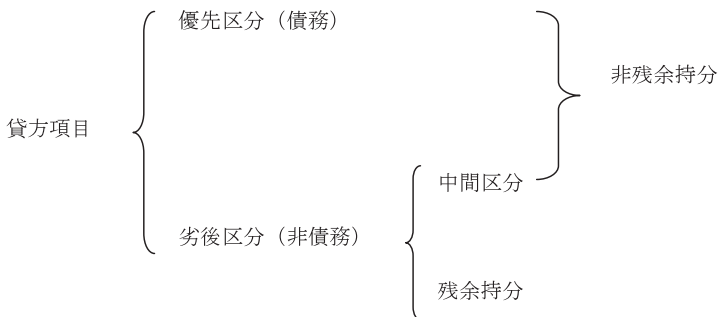
次に②の利益計算の基礎を画定であるが、川村教授によると、資本は、会計上、直接的な評価の対象とはされず、拠出額に企業活動全体から得られた利益の留保額を加算してその大きさが評価される¹²。ある発行金融商品が資本とされるならば、それに係る資本利子（配当）や消却差額などは、利益に含められず、拠出資本や留保利益を直接的に増減させる。一方、発行金融商品が資本でないならば、決済に至るまでの間に、当該金融商品に係る利子や償還差額などは損益として認識され、利益計算の過程を通じて、株主に帰属する留保利益を増減させる。

かくして、ある発行金融商品が負債なのか資本なのかは、利益計算に影響し、財務諸表分析の結果も左右されることになる。

したがって、川村教授によると、企業会計が利益計算を課題とするならば、貸借対照表の貸方側について負債と資本とに（少なくとも概念的は）区分しなければならないと考えられる¹³。

図1は、川村教授の貸借対照表の貸方項目の区分である。

川村教授によると、この図1の中間区分には、本稿のテーマである新株予約権が含まれることになる¹⁴。



川村 (2004b, p. 143)

図1 貸借対照表の貸方項目の区分

2. 新株予約権と株主資本および純資産

それでは、新株予約権について、日本ではどのように表示されているのか、次に、日本における純資産の部をみてみよう。個別財務諸表の場合、純資産の部は表1のように構成されている^{15,16}。

日本において、新株予約権は、従来の負債から、純資産の部へ移行している¹⁷。しかしながら、前述のように、純資産の部に移行しても、新株予約権は株主資本を構成していない。

一方、IFRSと米国基準では、新株予約権は、その発行によって得られた対価はいずれも返済不要であるため、負債に該当せず、払込資本として資本に計

12 川村 (2004b, p. 142)。

13 川村 (2004b, p. 143)。

14 その他に、中間区分には、優先株や少数株主持分（非支配持分）などが含まれる候補となっている。川村 (2004, p. 143)。

15 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」に次のように規定されている。「新株予約権は、報告主体の所有者である株主とは異なる新株予約権者との直接的な取引によるものであり、また、少数株主持分は、子会社の資本のうち親会社に帰属していない部分であり、いずれも親会社株主に帰属するものではないため、株主資本とは区別することとした。」「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）第32項。

16 また、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」には、次のような規定もある。「株主資本以外の各項目は、次の区分とする。

(1) 個別貸借対照表上、評価・換算差額等（第8項参照）及び新株予約権に区分する。

(2) 連結貸借対照表上、評価・換算差額等（第8項参照）、新株予約権及び少数株主持分に区分する。」「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）第7項。このように、日本においては現在、貸借対照表の貸方の部は、個別財務諸表および連結財務諸表ともに、2区分（負債と純資産）で表わされている。

17 なお、桜井教授は、財務諸表分析の中で、新株予約権を少数株主持分（非支配持分）と同様に、負債としてみなしている。詳しくは、桜井 (2011, p. 198) を参照されたい。

表1 個別財務諸表純資産の部

株 主 資 本	資本金	資本準備金 (株式払込剰余金など)	払込 資本
	資 本 剰余金		
	利 益 剰余金	利益準備金	留保 利益
		その他利益剰余金 (任意積立金, 繰越利益剰余金)	
評価・換算差額等 (その他有価証券評価差額金, 繰延ヘッジ損益, 土地再評価差額金)			
新株予約権			

出所：桜井 (2012, p. 252)

上し、失効しても利益への戻し入れはおこなわないという考え方を採用している¹⁸。

日本における新株予約権の会計処理を考えるに、それは、佐藤教授他が述べているように、新株予約権を純資産の部に計上するが株主資本には含めず、執行のさいに利益を計上するという処理は、貸借対照表上は負債として扱わないが、損益計算書においては負債と同様に扱っているものと理解することもできる¹⁹。

それでは、新株予約権に代表される、負債と資本の中間に位置するものは、どのように区分したらよいのであろうか。

ここでSchroeder教授他による分析を紹介しよう。負債性と資本性の判断基準として、以下の要因が考えられる²⁰。

- (a) 満期日：満期日があれば、当該金融商品は、一般に負債としての性格を帯びると推定される。なお、株式が償還条項を有する場合もある。

18 荻原 (2013, p. 212)。なお、荻原氏によると、米国のFASBは、2007年に、新株予約権を負債に分類する考え方を予備的見解として提示したが、その後、このプロジェクトは中断され、今後の方針は未定となっている。また、企業が権利確定したオプションの買戻しをおこなった場合には、対価が買戻しの対象となったオプションの公正価値を超えない範囲で持分 (資本) の控除項目として処理し、公正価値を超える部分については費用として認識する。IFRS (2. 29)。

- (b) 資産に対する請求権：清算時における優先的な請求権を表わす場合、当該金融商品は、一般に負債としての性格を帯びると推定される。なお、第1順位と最終順位以外の中間順位の取扱いをどうするかが問題となる。
- (c) 利益に対する請求権：利子または配当などの分配額が固定している場合、当該金融商品は、一般に負債としての性格を帯びると推定される。特に累積条項を有する場合、負債としての性格をいっそう帯びる。
- (d) 市場の評価額：市場での評価額が企業業績の影響を相対的に受けない場合、当該金融商品は、負債としての性格を帯びると推定される。ただし、負債証券の評価額も、特にデフォルト・リスクが高くなっていくほど、発行企業の業績の影響を受ける。
- (e) 経営への発言力：議決権を有しない場合、当該金融商品は負債としての性格を帯びると推定される。なお、負債証券でも、一定条件を満たす場合に議決権が発生するような特約がある場合がある。
- (f) 満期償還金額：満期償還金額を有する場合、当該金融商品は負債としての性格を帯びると推定される。なお、償還条項のある株式もある。

19 荻原 (2013, p. 212)。なお、新株予約権を負債とする根拠について、川村教授は、次のように述べている。「例えば、ストック・オプションの場合を考えてみよう。これを会計上資本とする場合、様々な問題点が想定される。現行法を前提と考えれば、ストックオプション（新株予約権）を資本に含める会計処理を行えば、これは資本準備金とされないの、配当可能利益を構成することになろう。もちろん立法論としては資本準備金とするのも一案であろうが、一定の手續を踏まえれば準備金を減少させて配当可能とすることができるので、場合によっては権利行使時においてすでに社外流出してしまっていて、株主拠出資本に振り替えるべき準備金がないという事態も考えられる。このようなストック・オプションの条件付持分としての暫定的な性格を前提として考えれば、資本に含めてしまって商法上の配当規制の対象とするのではなくて、むしろ会計上負債に表示しておいて配当規制の対象から除いてしまうという方が単純であろう。ストック・オプションは、普通株主と同等の配当請求権がないのであるから、これを資本に含めてしまうことにはもともとと難点があるように思う。」(川村 [2004b, p. 145])。

20 Schroeder et al.(2001, pp. 307-310)。

- (g) 当事者の意図：安全性を志向する投資家が取得する場合、当該金融商品は負債としての性格を帯びると推定される。
- (h) 優先割当権：普通株式の優先割当権を有する場合、当該金融商品は資本としての性格を帯びると推定される。
- (i) 転換権：普通株式に転換することができる場合、当該金融商品は資本としての性格を帯びると推定される。
- (j) 1株当たり利益の潜在的希薄化：1株当たり利益を希薄化させる可能性がある場合、当該金融商品は資本としての性格を帯びると推定される。
- (k) 強制執行権：取得者が弁済の強制執行権を有する場合、当該金融商品は負債としての性格を帯びると推定される。
- (l) 証券を発行する事業上の理由：リスクの高い投資の資金調達をおこなう目的で発行される場合には、当該金融商品は資本としての性格を帯びると推定される。
- (m) 債権者と所有主間の利害の一致：普通株主およびその親族に対して発行されている場合には、当該金融商品は資本としての性格を帯びると推定される。

このような決定要因について、川村教授は、次のように述べている。『このように考えれば、貸借対照表の貸方の2区分は「負債らしさ」と「資本らしさ」で区分しているというべきであり、この点を明確にするためには「負債」と「資本」という概念的に明確に区分されていることを含意する表現ではなく（2区分するのであれば）「優先区分」と「劣後区分」（さらに3区分するのであればその「中間区分」を設ける）などと相対的な関係であることを含意する表現の方が適切であるかもしれない²¹。』

川村教授が、負債概念と資本概念を明確に区分することを含意する表現を回避した理由は定かでない。しかしながら、このように区分において限界があることを認識していることは確かであると思われる。

それでは、このように資本と負債の区分において新株予約権などの限界が生じる原因について以下みていくことにする。

21 川村 (2004a, p. 86)。

3. 分類と一般意味論

負債と資本の区分のさいに、そのどちらの分類にいれたらよいのか迷う科目が生じる理由について考察してみよう。

それには一般意味論が有益と考えられる。それでは、分類と一般意味論を以下みてみよう。

一般意味論について、多くの論者が定義づけをしているが、ここでは、Korzybski教授の定義を次に示すことにする。

「一般意味論は、普通の意味での『哲学』や『心理学』や『論理学』ではない。一般意味論は新しい『外在的な』学問であり、われわれの神経系を最も有効に使うにはどうすればよいかを説明し訓練するものである。」²²。

この一般意味論は次の3つを前提としている。

- (a) 地図は現地ではない（非同一の原理）。
- (b) 地図は現地のすべてではない（非総称の原理）。
- (c) 地図は自己反射的である（自己反射の原理）。

まず、第一に、(a)地図は現地ではないという非同一の原理であるが、井上尚美教授は、次のように述べている『「光」と呼ばれるものを見るとき、何が起こるか考えてみよう。まず、そこにはエネルギー(A)がある。それがわれわれの神経系に反応(B)をひき起こす。この反応について、われわれはある感じ、象、評価といったもの(C)をもつ。この感じ(C)は反応(B)についてのもので、ここまでは非言語的、暗黙的なものである。このあとわれわれは定式化(D)を始める²³。』

ここでもし、同一化の態度をとるならば、(D)は(A)に等しいと考える。しかしながら、非同一の原理では、(D)は(A)ではない。つまり、「話す内容」は「話しているそのもの」ではないということになる²⁴。

第二に、地図は現地のすべてではないという非総称の原理であるが、井上尚美教授は、次のように述べている「さらにわれわれが言語で言うことは、どんなに詳細に語っても、語ろうとする現地についてすべてを語りはしない。ど

22 Korzybski (1933, p. xi)。

23 井上他 (1974, p. 25)。

24 井上他 (1974, p. 25)。

んなに詳細に(D)を組み立てても常に(A)の要素が残る²⁵。」

最後の、地図は自己反射的であるという自己反射の原理についてであるが、「第三の前提は、言語でもって言語について語ることができるということで、記号の用い方は自己反射的だということである。」と述べている²⁶。

藤澤教授は、一般意味論から、分類の例として鶏卵について述べている。「鶏卵もその重さ（卵重と言う）によって六段階に区分され、ラベルの色を変えている。七〇グラム以上七六グラム未満LL（赤）、六四グラム以上七〇グラム未満L（橙）、五八グラム以上六四グラム未満M（緑）、五二グラム以上五八グラム未満MS（青）、四〇グラム以上四六グラム未満SS（茶）のように、隙間なく分類されて、値段が決まっていく²⁷。」

この分類には境界が設けられることになるが、この境界までの範囲のことを「範疇」という²⁸。

分類をする場合に必要な条件は以下の2つである。

- ①すべてのものが必ずどこかの範疇に入ること、
- ②範疇に重なりがないことである²⁹。

上述のように、負債と資本の区分においても分類をおこなっている。この分類であるが、それは、会計学上重要な概念といえる。

分類において先ず、根本的な問題になるのが、「名づけ」である。Hayakawa教授は、次のように述べている。なお、参考のために、Hayakawa教授の図を以下に図2として示すことにする。「……図には八個の物がある。これを動物と見よう。四つは四角い頭をしており、さらに、その分類とは別に、四つは巻いた尻尾を、四つは真っ直ぐな尻尾をしている。これらの動物があなたの村を走り廻っているとしよう。初めはあなたにとって大して重要でもないのあなたはかれらを無視していた。名をつけようとしなかった。ところが、ある日、小さいほうがあなたの家の穀物を食べてしまったことがわかる。大きいほうは、

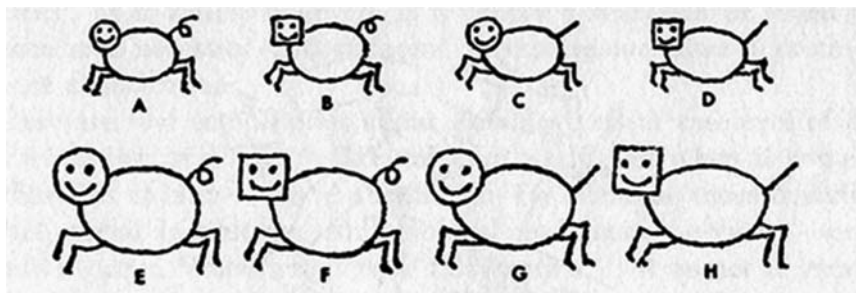
25 井上他 (1974, p. 26)。

26 井上他 (1974, p. 26)。

27 藤澤 (2011, p. 121)。

28 藤澤 (2011, p. 121)。

29 藤澤 (2011, p. 121)。



出所：Hayakawa (1978, p. 201) 翻訳書 (1985, p. 222)

図2 名づけと分類

そういうことはしなかった。そこで自然に区別されるようになり，A・B・C・Dに共通の特性を抽象して，あなたはそれらをゴゴと呼び，E・F・G・Hをギーギと呼ぶことにした。あなたはゴゴは追いはらうが，ギーギは放っておいた。けれど，あなたの近所の人は別の経験をした。四角の頭のは噛みつくが，丸いのは噛み付つかない。そこで，B・D・F・Hに共通の特性を抽象し，かれはそれをターバーと呼び，A・C・E・Gをトーポーと呼んだ。ところが近所のもう一人が，巻いた尻尾のは蛇を殺すが，真直ぐの尻尾のは殺さないことを発見した。そこでもう一つの共通の特性を抽象して，A・B・E・Fをブーサー，C・D・G・Hをブーサーナと呼んで区別した³⁰。」

ここで問題になるのは，名づけのときに，対象となる動物の側面を捉えて抽象化していることである。そして，その理由を突き詰めていくと，一般意味論の前提である，地図は現地ではない（非同一の原理）に帰すると考えられるのである。

会計学において分類と同様に，負債や資本の定義のように，定義が重要な位置を占める。Rapoport教授は，定義には以下の5通りあるという。

- ①同義語による定義
- ②分類による定義
- ③列挙による定義
- ④外在的世界の事物を例示する定義

30 Hayakawa (1978, p. 201), 翻訳書 (1985, p. 222)。

⑤操作的定義である。

本稿では、②の分類による定義がこれまで述べてきた、新株予約権の区分には重要と考えられる。

しかしながら、Hayakawa教授は、定義について次のように述べている。「定義 (definitions) というものは、通俗的な考えかたとは反対に物事についてわれわれに何も説明するものではない。それはただ人々の言語的習慣をのべるだけである。すなわち、定義は、いかなる条件の下で人々がいかなる音声を発するかを説明するだけである。定義は言語についての叙述と理解すべきである³¹。」

さらに、Hayakawa教授は、次のように述べている。『定義に対する非現実的な（そして究極的には迷信的な）態度のうち、きわめて広くはびこっているものは、学問の世界でよく行われる次のような発言に見られる。「われわれが何について話しているか皆がわかるように、用語に定義づけをしよう」「四文脈」で見たように、ゴルフをする人がゴルフ用語に定義づけができないということは、かれがそれを理解せず使用もできないということではない。反対に、人がいくらかたくさんの語に定義づけができたとしても、その事が、かれが具体的な状況の中でその用語がいかなる対象や操作を示すかを知っている証拠にならない、ということである。人は語を定義づければある種の理解が成立したように思い込みがちであるけれども、それは次のことを無視している。すなわち、定義づけに用いた語の方が、定義づけされた語そのものよりかえって重大な混乱やアイマイさを含んでいることもある、ということ。幸いにそのことを発見したとして、今度は定義づけに用いた語をさらに定義づけるということに救われるかと思ってみると、いっそう混乱して、さらに最初の定義づけに用いた語の定義づけに用いた語の定義づけ、さらにその定義づけをくりかえし、やがてどうにも逃れ出ようのない泥沼に入り込んでしまう。この泥沼を避ける道はただ一つ、定義は最小限に止め、必要とあれば必ず外在的レベルを指すことだ一書いたり話したりする時には、われわれが話していることについて実例を上げることだ³²。』

31 Hayakawa (1978, p.157)。翻訳書 (1985, p.176)。

32 Hyakawa (1978, p.)。翻訳書 (1985, pp.178-179)。

一般意味論では、Hayakawa教授が述べているように、定義に関して懐疑的である。

もし、仮に、新株予約権などの中間区分にあるものを含む、資本や負債の定義を考えるならば、負債の定義にせよ、資本の定義にせよ、一般意味論が示唆するように、意味内容がぼやけたものになるであろう。

4. 新株予約権の区分と投資者の投資意思決定

これまで考察してきたことから明らかなように、新株予約権の貸借対照表上の貸方表示は、日本基準と、IFRSおよび米国基準とで異なっている。日本基準では、新株予約権は貸借対照表上貸方の純資産の部に示され、失効された場合は、利益が生じる。一方、IFRSおよび米国基準では、新株予約権は、払込資本として資本に計上し、失効しても利益への戻し入れはおこなわないという考え方を採用している

このように、日本基準と、IFRSおよび米国基準とで、新株予約権の貸借対照表上の貸方の表示が異なることは、単なる、記号上の問題に留まらない。前述したように、新株予約権を負債として扱う場合と、資本として処理する場合とで、利益計算が異なってくるのである。

このように、日本基準と、IFRSおよび米国基準とで、新株予約権の貸借対照表上の貸方の表示が異なるのは、一般意味論からは、先述のように、名付けによる分類から明らかなように、当然の帰結といえないことではない。

図3と図4に、日本基準と、IFRSおよび米国基準の新株予約権の失効した場合の抽象のハシゴを想定してみよう。

ここで、企業の財務諸表を読み解釈する投資者をはじめとするステークホルダーを考えるならば、新株予約権が負債なのか資本なのかは大きな問題である³³。

企業の経営成績や財政状態を表わす、損益計算書や貸借対照表は、企業そのものではなく、あくまでもサロゲイトとして、その情報提供の手段を担っている。

33 新株予約権は、このような問題の1つであり、他にも、少数株主持分（非支配持分）など相違している点が多々ある。

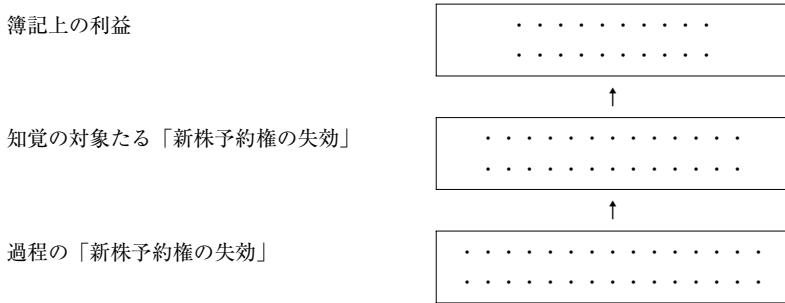


図3 新株予約権の失効：日本基準の場合

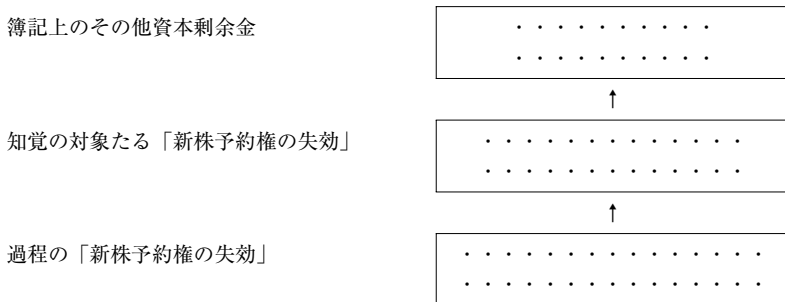


図4 新株予約権の失効：IFRSおよび米国基準の場合

しかしながら、そのサロゲイトとしての財務諸表が国によって異なっているとすれば、グローバル化した今日において、投資者の投資意思決定を誤導することになりかねない。

一般意味論から明らかのように、区分は、対象物の側面を捉えてなされるものであるから、幾とおりにも想定することができる。このことは、川村教授が以下に述べていることから明らかである。『負債と資本を区分することによって財政状態を表示するといっても、その意味は多様であり、必ずしも同一の観点に立っているともいえないようである。例えば、米国会計学会(AAA: American Accounting Association)の財務会計基準研究委員会(Financial Accounting Standards Committee, 以下「AAA委員会」という)は、支払能力の観点(solvency perspective)と企業評価の観点(valuation perspective)から、貸借対照表の貸方項目を 2×2 の4種類に分類し、その表示方法について検討している(AAA [2001])。AAA委員会の見解によれば、支払能力の観

資本と負債の区分に関する一考察 新株予約権について

点と企業評価の観点の両方から、負債または資本としての性格を有すると判断されるものをそれぞれ負債または資本の部に表示することとするが、一方の観

表2 新株予約権のIFRSおよび日本基準の差異

(単位：百万円未満四捨五入)

日本基準	日本基準	表示科目 の差異	注記	認識・測 定の差異	注記	IFRS	IFRS
純資産							資本
資本金	6,264					6,264	資本金
資本剰余金	15,899					15,899	資本剰余金
自己株式	△10,964					△10,964	自己株式
新規予約権	1,731	△1,731	①				
		△3,154	①, ②	658	⑨	△2,496	その他の資本剰余金
利益剰余金	407,131	4,885	②	15,706	⑮	427,722	利益剰余金
その他の包括利益累積額	△51,714			△7,876	⑩	△59,590	累積その他の包括利益
						376,836	親会社の所有者に帰属する持分
少数株主持分	706			△0		705	非支配持分
純資産合計	369,053	—		8,488		377,541	資本合計
負債							負債
固定負債							非流動負債
社債	99,985	891	③	△107		100,769	長期有利子負債
長期借入金	456	△456	③				
		197				197	その他の長期金融負債
退職給付引当金	8,173			△52		8,121	退職給付引当金
		2,422	④	△962	⑪	1,461	その他の引当金
特別修繕引当金	962	△962	④				
その他	3,358	△2,237	③, ④	78		1,198	その他の非流動負債
		230		△16		214	繰延税金負債
固定負債合計	112,933	86		△1,058		111,961	非流動負債合計
流動負債							流動負債
短期借入金	245	1,438	⑤	732	⑫	2,415	短期有利子負債
1年内返済予定の長期借入金	1,202	△1,202	⑤				
支払手形及び買掛金	36,720	14,960	⑥	△247	⑬	51,433	仕入債務及びその他の債務
		823	⑦			823	その他の短期金融負債
未払法人税等	3,110					3,110	未払法人所得税
賞与引当金・製品保証引当金	6,294	△5,491	⑧			803	その他の引当金
未払費用	16,362	△16,362	⑧				
その他	22,869	5,748	⑥, ⑦, ⑧	1,938	⑬, ⑭	30,556	その他の流動負債
流動負債合計	86,803	△86		2,423		89,140	流動負債合計
負債合計	199,736	—		1,365		201,100	負債合計
負債及び純資産合計	568,789	—		9,852		578,641	資本及び負債合計

出所：平松（2012, p. 70）

点からは負債とされるが他方の観点からは資本とされる項目については、負債と資本の中間に表示する方法が提案されている³⁴。』

問題は、新株予約権をどの区分で統一するかである。

表2にHOYAのIFRSおよび日本基準による貸借対照表の差異を示すことにしよう。

HOYAの新株予約権は、日本基準では純資産の部に株主資本の下に記載されている。一方、IFRSでは、新株予約権はその他資本剰余金として、株主資本に含まれている。また、日本基準とIFRSとで、新株予約権を基準化した時期のずれから、日本基準とIFRSとで、新株予約権の金額が658（百万円未満四捨五入）違いがみられる。

かように、新株予約権の日本基準とIFRSとの相違は、区分のみならず、その認識する金額にも及んでいるのである。

しかしながら、認識のずれは、基準の経過措置として仕方がないとして、区分のコンバージェンス（またはそれを含むIFRSのアドプション）は、今後必要になることであろう。

なぜならば、どの区分であれ、分類することによって、情報の利用者には抽象のハシゴが形成されることになるのであるから、多種多様の多項分類によって、抽象化があいまいになり、抽象のハシゴの形成の妨げにならないようにすべきであるからである。

おわりに

本稿では、新株予約権の区分について、一般意味論からアプローチして考察している。新株予約権は、貸借対照表の貸方の区分において、負債と資本の中間に位置するもので、どちらに含めるべきか、日本基準と、米国基準およびIFRSなどと異なっている。

一般意味論では、「地図は現地でない」ことを前提に、区分（または分類）は、対象となるもの（たとえば新株予約権）の共通の側面のみを捉えて区分（または分類）していることになる。したがって、それは、区分（または分類）する側が、対象となるもの（新株予約権）どの側面を捉えて区分（または分類）

34 川村 (2004a, p. 83)。

するかによって、自ずと異なってくるものであり、どの区分（または分類）が、「正しい」という答えを1つ求めることはできないと考えられる。

しかしながら、この区分（または分類）が明確になされないならば³⁵、コミュニケーション（企業が作成する財務諸表を投資者などが読み理解し、意思決定することも含まれると考えられる）をとることは、困難になるであろう。

今日、IFRSのアドプションやコンバージェンスが、会計学において必要不可欠といわれるのは、かような理由によるものと考えられる。

引用・参考文献

- 井上尚美・福沢周亮・平栗隆之『一般意味論 言語と適応の理論』河野心理, 1974年。
- 川村義則「資本と負債の区分問題の諸相」『金融研究』第23巻第2号, 2004年a, pp. 73-103。
- 川村義則「負債と資本の区分表示と資本利益計算」『企業と法創造』第1巻第3号, 2004年b, 141-147。
- 藤澤伸介『言語力 認知と意味の心理学』新曜社, 2011年。
- 桜井久勝『財務会計講義 13版』中央経済社, 2012年。
- 桜井久勝『財務諸表分析 第4版』中央経済社, 2011年。
- 荻原正佳「新株予約権および新株予約権付社債」第8章 佐藤信彦・河崎照行・齋藤真哉・柴 健次・高須教夫・松本敏史『財務会計論 II 応用論点編 第4版』中央経済社, 2013年, pp. 209-237。
- Hayakawa, S.L., *Language in Thought and Action, Fourth Edition*, Jovanovich, Inc, 1978.
- 大久保忠利訳『思考と行動における言語 第四版』岩波書店, 1985年。
- Korzybski, Alfred, *Science and Sanity: An Introduction to Non-Aristottrlian Systems and General Semantics*. Lancaster, Pa.: Science Press Printing Company, 1933.
- Rapoport, Anatol, *Science and The Gaols of Man A Study in Semantic Orientation*, New York: Harper & Brothers, 1953. 真田淑子訳『一般意味論』誠信書房, 1965年。
- Schroeder, R.G., M.W. Clark, and J.M. Cathey., *Financial Accounting Theory and Analysis: Text Readings and Case*, Seventh Edition, New York, NY: John Wiley & Sons,

35 本稿でとりあげている、新株予約権のみならず、少数株主持分（非支配持分）などが該当する。

- Inc, 2001. 加古宜士・大塚宗春監訳『財務会計の理論と応用』中央経済社, 2004年。
- Paton, W.A., *Accounting Theory: With Special Reference to the Corporate Enterprise*, New York, NY: Roland Press, 1922.
- 〈会計基準等〉
- 大蔵省企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」1999年。
- 大蔵省企業会計審議会「金融商品に係る会計基準」1999年。
- 企業会計基準委員会「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号), 2005年。
- 企業会計基準委員会『討議資料「財務会計の概念フレームワーク」』, 2006年。
- IASB., *International Financial Reporting Standard 2: Share-based Payment*, IASB.。
- FASB., *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement*, Norwalk, CT: FASB, 1984. 平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念 増補版』中央経済社, 2002年。
- FASB., *Discussion Memorandum: Distinguishing between Liabilities and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characters of Both*, Norwalk, CT: FASB, 1990。